

②【別表】 統合に伴う繰出基準への影響について

繰出基準（市簡易水道該当分）

H28 ←

→ H29

（単位：千円）

	統合前	統合後	差額
① 簡易水道の建設改良に要する経費			
ア 簡易水道の建設改良費	4,697	0	△ 4,697
イ 建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1	164,107	164,107	0
② 簡易水道の高料金対策に要する経費	86,867	86,867	0
③ 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費	17,994	0	△ 17,994
計	273,665	250,974	△ 22,691

② 高料金対策の推移

	1～5年	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
率	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1
繰入金額 （単位：千円）	86,867	78,180	60,807	43,433	26,060	8,687

※簡易水道の統合推進のために激変緩和措置がされ、統合後5年間については統合前の簡易水道の基準で算定し、6年目から10年目にかけて段階的に縮減されます。